

# 金庫株を使った事業承継

税理士・公認会計士

後 宏治



## ◆ Essence ◆

金庫株制度が導入されて約1年が経過する。事業承継における活用を考えた場合、1つには、金庫株を利用して自社株式の評価減を行うことが可能である。ただし、その対策が有効な局面は限定されており、かつ、過度の節税には課税庁から否認を受けるリスクが伴う。金庫株の2つ目の活用として、納税資金の確保のための手段としても有用である。金庫株として売却する場合、個人株主には高率のみなし配当課税が課されるが、法人株主においては受取配当金の益金不算入により課税が生じないという有利な課税関係に整理されている。これらの課税関係を踏まえ、効率よく納税資金を確保するためには、事前の準備が大切になることに注目したい。

## 1 金庫株の法務

平成13年10月1日以降、自己株式の取得及び保有について、従来課されていた制限の見直しが行われ、いわゆる「金庫株の解禁」が行われた。

一般に金庫株とは、「会社が自己株式を期間

の制限なくその金庫に入れておくこと」(注1)を意味する。すなわち、会社は自己株式について、その取得目的にかかわらず取得することができる。期間、数量等に制限なくいつまでも保有することができる。この点を指して、新しい自己株式制度の創設を「金庫株の解禁」と呼ぶ。

非公開会社を前提とした場合の商法の概要は以下のとおりである。

### 1 自己株式の取得

会社は、定時株主総会の決議をもって、原則として配当可能利益の範囲内で、次の定時株主総会終結の時までに取得できる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができる(商法210)。

非公開会社株式の場合、会社は、売主について株主総会の特別決議を経て、他の株主にも売主になる機会を与えた上で、相対取引により取得することになる。

### 2 自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することができる(旧商法211の削除)。

### 3 自己株式の処分等

保有する自己株式については、取締役会の決

議により消却することもできるし（商法212）、代用自己株式として利用することもできる（商法409ノ2）。さらに、取締役会決議に基づき、相対取引等により、自己株式を処分することもできる（商法211）。この場合には、新株発行の規定を準用する。

（注1） 神田秀樹『会社法』（弘文堂）80頁

## 2 金庫株の税務

この商法改正にあたって同時に税法も改正されている。その概要は以下のとおりである。

### 1 みなし配当

株式発行法人の自己株式の取得により、株主が金銭その他の資産の交付を受けた場合、その交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が株式発行法人の資本等の金額（取得した株式に対応する部分に限る。）を超える場合には、その超える部分の金額はみなし配当となる（法法24①五、所法25①五）。

この場合、みなし配当の金額は、交付された金銭等の金額から、次の算式で計算される所有株式に対応する資本等の金額（法令23①五、所令61②五）を控除して求められる。

$$\text{所有株式に対応する資本等の金額} = \frac{\text{取得直前の資本等の金額}}{\text{取得直前の発行済株式数}} \times \text{取得株式数}$$

法人株主の場合には、みなし配当部分が益金に算入され、かつ、一定の要件を満たせば、受取配当金の益金不算入の適用がある（法法23）。

また、個人株主の場合には、みなし配当部分が配当所得として総合課税され、配当控除の適用があるものの、最高税率43.6%の累進課税が行われる。旧税制では、有価証券譲渡益課税の申告分離課税26%で課税が終了していたのに比較すると、税負担が非常に重くなっている。

法人株主では受取配当金の益金不算入制度の適用があるため実質的に非課税となり、非常に有利な取扱いになっていることに注目したい。

### 2 譲渡損益の計算

発行法人が自己株式の取得を行い、その取得代金（譲渡代金）を株主に支払うことから、株主には税務上有価証券の譲渡損益が生ずる。この場合、株式の譲渡対価からは、みなし配当の金額を控除する取扱いになっている（法法61の2①、措法37の10④）。したがって、売却株主の株式売却損益は次の計算式で算出される。

$$(\text{株式譲渡対価} - \text{みなし配当の額}) - \text{譲渡原価 (帳簿価額)} = \text{株式譲渡損益}$$

### 3 自己株式を取得した場合の株式発行法人の利益積立金額の計算

自己株式の取得が行われた場合、株主にはみなし配当が生ずる。このみなし配当相当額は発行法人の利益積立金から減算することとされている。すなわち、自己株式の取得により交付した金銭等の額の合計額が取得資本等金額（取得直前の資本等の金額を直前の発行済株式の総数で除して計算した金額に取得した株式の数に乗じて計算した金額をいう。）を超える場合におけるその超える金額は、株式発行法人の利益積立金から減算する（法法二十八条）。

株式発行法人の利益積立金額から減算する金額の計算式は次のとおりである。

$$\frac{\text{取得直前の資本等の金額}}{\text{発行済株式等の総数}} \times \text{取得済株式数} = \text{取得資本等金額}$$

$$\text{自己株式の取得により交付した金銭等の金額} - \frac{\text{取得資本等金額}}{\text{減算する利益積立金額}}$$

## 3 事業承継と金庫株

現行実務において新しい制度である金庫株は、事業承継の手段として、次のような局面で利用される。

- ① 自社株評価減対策
- ② 納税資金確保
- ③ M&A

## ④ 支配権の維持・獲得

本稿では、紙幅の関係から①と②について述べる。なお、本稿は、現行の税制及び通達を前提とした対策であり、法令又は通達の改正により、将来その有効性が減少する可能性もあることに留意いただきたい。

4 自社株評価減対策と金庫株<sup>(注2)</sup>

相続税法上、非公開会社株式は、財産評価基本通達（以下、「評基通」という。）に従い、「取引相場のない株式」として評価される。ところで、金庫株制度導入後、評基通は改正されていない。したがって、金庫株という新制度の下でも、取得した自己株式がある場合には、現行評基通に基づいて株式評価を行うことが必要である。現行評基通では、自己株式がある場合の株式の評価として各個別事項ごとにその取扱いが決められている。ここでは、「自己株式＝金庫株」が現行通達上どのように扱われているか、発行人が自己株式を保有していない一般的な場合との差異を中心に概観し、自社株評価減対策の基本的な考え方とその有効な局面について述べる。

## 1 評価上の株主区分

取引相場のない株式は、評価対象会社に対する株式の持株割合に基づいて、その評価方法（原則的評価・特例的評価）が決定される。すなわち、「所有株式数÷評価会社の発行済株式数」の割合によって、同族株主・中心的な同族株主等を判定し、それにより評価方法が決まる。

評価会社が自己株式を有する場合、上記算式中「評価会社の発行済株式数」から自己株式の数を控除した数を評価会社の発行済株式数として取り扱い、評価上の株主区分を判定することになっている（評基通188-3）。

評価会社が金庫株を取得すると、分母である「評価会社の発行済株式数」が減少する。したがって、金庫株の取得によって持株割合が変化

し、株式の相続税評価の方式が変わる場合もあるので、留意が必要である。

## 2 会社規模区分における総資産価額（帳簿価額）

評価会社の会社規模区分である、大会社・中会社・小会社の判定及び中会社のいわゆる「Lの割合」の判定に用いられる総資産価額は、課税時期直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額とされている（評基通178）。評価会社が自己株式を保有している場合についての特段の規定はない。したがって、評価会社の確定した直前期末の総資産帳簿価額で判定すればよいことになる。

ところで、従前資産に計上されていた会社が取得した自己株式は、今回の商法改正により、資本の部の控除項目とされている（商法施行規則69）。したがって、かつて総資産を構成していた自己株式は、現在では総資産を構成しない。

以上から、評価会社が金庫株を保有している場合、その取得金額相当額分だけ総資産が減少する。そのため、会社が金庫株を取得すると、会社規模区分が小さくなる方向への影響を受けることになる。一般に、会社規模が大きいほど、相続税評価が有利（低い）であると考えられるため、金庫株で大量に株式を取得する場合には会社規模区分が小さくならないように留意する必要がある。

## 3 類似業種比準価額

類似業種比準価額を算定する場合の基礎となる「1株当たりの資本金の額等」を計算する時の「直前期末の資本金額」及び「発行済株式数」には自己株式の存在は影響させない取扱いになっている。すなわち、自己株式を保有していたとしても、その存在を無視して類似業種比準価額の計算を行う。

類似業種比準価額では、評価会社の配当、利益、純資産額を比較して評価額を算定する。このうち、純資産額は直前期末の「資本金額+資

本積立金額+利益積立金額」の合計で算定される。

ところで、前述したように、評価会社が自己株式を取得した場合、交付金銭等のうち1株当たりの資本等を超える金額が株主に対するみなし配当であると取り扱われる。同時に、発行人では利益積立金を減ずる税務上の処理が行われる。

したがって、取得した株式に対応する資本等の金額以上の金額で評価会社が金庫株を取得した場合、すなわち、1株当たり資本等の金額を超える単位価額で自己株式を取得した場合には、類似業種比準価額は必ず減少することになる。なぜならば、自己株式の取得により利益積立金が減少し、その結果、比準されるべき純資産価額が減少し、比準価額が下がるからである。どのくらい評価が下がるかは、他の要素である配当や利益の金額の大小によるため一概にいえず、シミュレーションが必要になる。

#### 4 純資産価額

純資産価額（時価純資産額を意味する。）を算定する場合、評価会社が保有する自己株式は、相続税評価額及び帳簿価額ともに財産性を否定して、その価額をともに0とする（評基通185）。また、1株当たりの純資産価額の計算をする時の発行済株式数の算定上、課税時期における発行済株式数から評価会社が保有する自己株式数は控除する（評基通185）。すなわち、1株当たりの相続税評価額を計算する場合、自己株式数は分母の株式数からも控除され、自己株式の評価額は0となる（=分子からも控除される）。

評価会社が金庫株を取得した場合、評基通で算定される（時価）純資産価額がいくらになるのかについては、次の2つの相反する要素の影響を複合的に検討しなければならない。

① 自己株式取得資金として現金預金が増加し、取得した自己株式の相続税評価額は0となる。したがって、分子の純資産総額は小さくなり、（時価）純資産価額が増加する方向に影響を

受ける。

② 取得した自己株式数は分母の発行済株式総数から控除される。したがって、分母が小さくなるので、（時価）純資産価額が増加する方向に影響を受ける。

結論からいえば、金庫株取得前の1株当たり（時価）純資産額を超える金額で自己株式を取得すれば、金庫株取得後の1株当たり（時価）純資産額は下がる。逆に、それ未満の金額で自己株式を取得すると、金庫株取得後の1株当たり（時価）純資産額は上がる。

このことを簡単な設例で見ると次のようになる。

#### 【設例】

評価会社は現金預金100のみ所有している。また、発行済株式数は2株である。したがって、金庫株取得前における評価会社の1株当たり（時価）純資産価額は50である。

この状態を前提にして、金庫株を以下の各ケースの金額により取得した場合、その後の相続税（時価）純資産評価額がどのように変化するか？

- （ケース1） 生前に会社が自己株式を10で取得
- （ケース2） 生前に会社が自己株式を50で取得
- （ケース3） 生前に会社が自己株式を90で取得

（ケース1） 生前に会社が自己株式を10で取得  
金庫株取得時の税務処理は次の仕訳で行われる。

自己株式 10 / 現金預金 10

（時価）純資産の算定上、取得した自己株式の価額は0となるため、発行人の（時価）純資産は90である。また、取得した自己株式1株は純資産価額の算定上発行済株式数から控除される。以上から、ケース1における1株当たり（時価）純資産価額は次のようになる。

（時価）純資産90 ÷ 発行済株式数1株  
= 1株当たり（時価）純資産価額90

（ケース2） 生前に会社が自己株式を50で取得  
ケース1と同様の考え方により、次のように

なる。

金庫株取得時税務処理

自己株式 50 / 現金預金 50

∴ (時価) 純資産  $50 \div$  発行済株式数 1 株  
= 1 株当たり (時価) 純資産価額 50

(ケース3) 生前に会社が自己株式を90で取得

金庫株取得時税務処理

自己株式 90 / 現金預金 90

∴ (時価) 純資産  $10 \div$  発行済株式数 1 株  
= 1 株当たり (時価) 純資産価額 10

表1 金庫株取得価額による相続税(時価)純資産評価額への影響

	(ケース1)	(ケース2)	(ケース3)
	(時価)純資産価額 未満(=10)で取得	(時価)純資産価額 (=50)で取得	(時価)純資産価額 超(=90)で取得
純資産額	90	50	10
1株当たり (時価)純資産 価額	90	50	10
評価増減	40の評価増	増減なし	40の評価減

## 5 配当還元評価方式

評価会社の株式を特例的評価方式(=配当還元方式)で評価する場合、次の算式に従うことになる(評基通188-2)。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

「その株式の1株当たりの資本金の額」は、直前期末の資本金額と直前期末の発行済株式数で算定する。自己株式を保有している場合、評基通上、この算式上特に考慮することは要求されていない。すなわち、評価会社が自己株式を保有していても、配当還元価額の算定上特にそのことを考える必要はなく、実際の課税時期における直前期末の資本金額と発行済株式数で計算すればよい。

したがって、配当還元価額を算出する場合には、金庫株の有無により評価額は変化しない。

ところで、会社が配当を行う場合、配当可能利益のうち絶対額としていくら社外流出させるのかが大切だが、1株当たりの配当額の維持も重要である。この点、会社が保有する自己株式には利益配当請求権はない(商法293)ため、社外流出額を一定とした場合、1株当たりの配当額は大きくなる。しかし、これにもかかわらず、評基通の配当還元価額の算定上、あくまで金庫株なかりしものとして(すなわち、自己株式にも配当を行うものとして)相続税評価が計算される。

したがって、会社が社外流出を一定にすれば、自己株式の有無にかかわらず配当還元価額も不変である。逆に、1株当たりの現実の配当額を一定に維持して、社外流出総額を引き下げれば、相続税法上の配当還元価額を引き下げることができる。つまり、少ない資金負担(社外流出)で、自社株式の評価減が可能になる。

この点についても簡単な設例で確認しておく。

### 【設例】

評価会社の発行済株式は50で2株(=資本金100)、配当は1株当たり年100(総額200)実施していた。金庫株を1株取得した後も、配当は1株当たり年100(総額100)を維持することとした。金庫株取得前後の各場合において、配当還元価額はいくらになるか?

評基通では、自己株式があろうとなかろうとその計算に影響はなく、あくまで年配当額の総額により、1株当たりの配当還元価額が決まる。この設例では、年配当総額が200(=100×2株)から100(=100×1株)に減少するため、実際の1株当たりの配当額は不変であるが、その配当還元価額は1000(年配当額200÷2株÷10%)から500(年配当額100÷2株÷10%)に減少する。

## 6 自社株対策の考え方

さて、以上を前提に、金庫株による自社株式評価減のための対策を考えてみる。

表2 金庫株と配当還元価額

	金庫株取得前	金庫株取得後
1株当たりの配当額(実際)	100/株	100/株
社外流出総額	200	100
評基通による配当還元価額	1000/株	500/株

まず、評価会社が原則的評価方式により大会社（なお、以後、金庫株の取得により評価区分が変更しないことを前提としている。）である場合、自社株式の評価は類似業種比準方式で計算される。したがって、取得する自己株式に対応する資本等の金額以上で自己株式を取得する場合、積極的に自社株式を配当可能利益範囲内で取得すればするほど相続税評価額は減少する。

次に、評価会社が原則的評価方式による中会社又は小会社である場合、自社株式の評価は類似業種比準方式と（時価）純資産価額方式の併用方式（会社規模によりその割合は異なる。）で計算される。この場合、類似業種比準価額は必ず減少するが、（時価）純資産価額は、金庫株取得の金額が買受け直前の同価額超か未満かによって増減する。したがって、全体としての評価額が増加するか減少するかは各々の影響額を複合的に算定しなければよくわからない。そのため、事前のシミュレーションが大切になる。

また、金庫株を取得する場合、自己株式をいくらで買い取るのかという「自己株式の時価」という困難な問題に直面することになる。税務実務上、トラブルのない価額で自己株式を取得しようとするれば、法人税基本通達9-1-14及び所得税基本通達59-6を用いて取得する株式の時価を算定する必要がある。

ところで、事業承継を必要とする多くの会社は「同族会社」であるため、評基通による「類似業種比準価額」と「修正された（時価）純資産価額」との併用方式で時価を算定することが一般には多くなるものと思われる。そうであれば、（時価）純資産価額以上で自己株式を取得することは税務上困難であり、（時価）純資産価額が減少することはあり得ないことになる。

また、少しシミュレーションをしてみればわかるが、優良会社で（時価）純資産が大きな会社では、金庫株取得による類似業種比準価額の減少額よりも、その取得による（時価）純資産価額の増加の金額が大きいことが多い。なぜならば、金庫株の取得が直接に影響を与えるのは3つの比準要素（配当、利益、純資産）の1つである「純資産」のみであり、それほど直接的な影響を類似業種比準価額に与えることがない（もっとも、配当と利益の比準度合いにより類似業種比準価額にどのくらいの影響を与えるかは当然に異なるが）。したがって、金庫株取得を行うと自社株式評価の増加を招来するという結果になることが多くなると思われる。

ただし、どのような場合でも1株当たり（時価）純資産価額以上で自己株式を取得することができないかという、そうでもない。いったん税務通達を離れて考えると、継続企業が前提の優良会社株式の時価は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）により算定されることが最近非常に多くなっている。商法上の株式の時価としても、同手法を支持する見解もある（注3）。この見解によれば、評基通に定める方式は、「（しかし、同通達は）戦後早い時期に骨組みが作られたもので、大量発生的事象を機械的に処理する目的のものに過ぎず、訴訟・非訴訟事件に適用すべきものではなく、期待リターンである1株当たりのキャッシュフローの現在価値の総和をもって評価することが妥当ということになる。

したがって、評価会社が優良会社で将来の予想キャッシュフローの現在価値が純資産価額を超える場合、この割引現在価値で株式を買い取ることが合理的であると考えられる。また、そうしないと、株主の立場としては、合理的に予想されるキャッシュフロー（の現在価値）を不当に安く手放すことになり、それは同族株主においても、非同族の株主においても、不合理な選択になる。

商法上妥当な株式時価ということであれば、

税務上容認される可能性も十分あるものと思われる。必要なのは、その時価が合理的かどうかの立証であり、それが可能であるならば、1株当たり（時価）純資産以上の金額で自己株式を取得することも可能であると考ええる。

このように、金庫株活用による自社株式の評価減対策は一定の範囲内で可能である。ただし、機械的・形式的に評基通の取扱いを適用して計算した株式評価額が課税上弊害を生ずるものである時には、国税庁長官の指示により、適正な評価額に是正される可能性が大きいことに留意が必要である（評基通6）。例えば、大会社で会社の純資産のほとんど全てを金庫株として購入するなどの場合は、著しく課税の公平を欠くとして適正な時価評価を強制されるリスクがあると考えられるべきである。

## 7 この対策が有効な局面

また、自社株評価減という狭い視野にとらわれず、相続対策全般として考えると、この金庫株取得による自社株式評価減が有効な局面というものは限られていることがわかる。

すなわち、被相続人である株主所有の株式を金庫株で買い取ると、対価として金銭を交付する必要がある。そうすると、被相続人の総財産は増加も減少もしない。「取引相場のない株式」が現金預金に置き換わるだけだからである。したがって、被相続人であるオーナー所有株式を金庫株で取得しても、相続税対策にはならない。この金庫株が相続税対策になるためには、被相続人以外の株主が所有している株式を金庫株として購入することが必要である。つまり、この対策が有効なのは、被相続人以外の株主である法人や個人に株式が分散している場合で、それを金庫株で購入して集約するという局面に限られることになる。

（注2）本節については以下の文献を参考にした。

- ・ 笹岡宏保『具体的事例による財産評価の実務』（清文社）906頁
- ・ 西山元章「非公開会社における金庫株制

度の活用法」（社団法人金融財政事情研究会ファイナンシャルプラン2002.1）

（注3）江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』（有斐閣）9頁

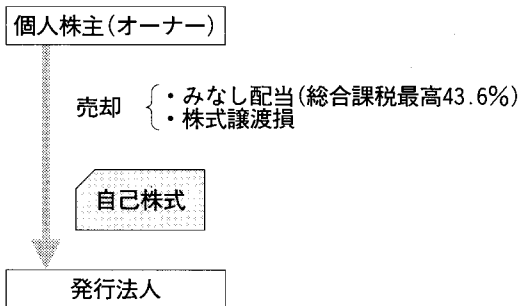
## 5 納税資金確保と金庫株<sup>（注4）</sup>

金庫株を利用して相続税納税資金を捻出する場合、誰から金庫株を取得するかによって、納税額が異なり、納税資金へ向けられる額が異なる。

具体的には、以下の各図に示すような場合が考えられる。その各々の場合について、留意すべき事項を述べる。

### 1 相続発生後に相続人から金庫株として発行法人に譲渡

相続発生後、相続人たる個人株主が、承継した株式を発行法人に売却して納税資金を捻出する、一般的でオーソドックスな対策である。ただ、この場合、個人株主にはみなし配当課税が生じ、税負担が非常に大きくなる。また、株式譲渡損益も被相続人の取得価額によっては生ずることがあるが、譲渡所得の計算上、相続財産に係る取得費加算の特例（措法39）を適用する余地がほとんどないことが大きな欠点でもある。



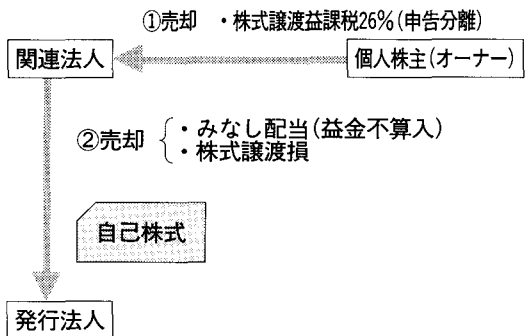
### 2 相続発生後に相続人から関連会社を経由して金庫株として発行法人に譲渡

そこで、この大きな配当所得課税を回避し相続税の取得費加算の特例を受けるために、株式を資金的に余裕のある他社に売却することが考

えられる。この手法によると、個人株主は26%の申告分離課税で済み、かつ、その株式の譲渡所得の計算上、相続税額の一定割合をその取得費に加算することができる。

さらに、その後関連法人は発行法人に金庫株として譲渡する。この関連法人にはみなし配当が生ずるが、一定の要件を満たせば前述のとおり受取配当金の益金不算入制度により課税されることはない。同時に、株式の譲渡損が計上され、それが損金に算入されることになる。関連法人にとって非常に有利な課税関係に整理されている。

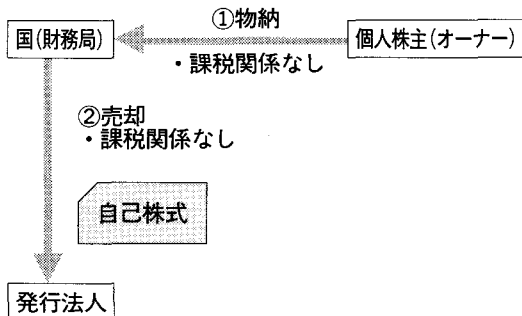
しかし、1のケースに比べて非常に有利になっているため、節税のためだけにこのような手法を採用することは租税回避であるとして否認を受けられるリスクもある。資金面や株式の持ち合い構造等、租税回避以外にこのようにしなくてはならない合理的な説明が求められるであろう。



### 3 物納と金庫株

従前、次の図のように、相続人である株主が物納して、国が収納し、その株式を発行法人が買い取ることができれば、課税関係が一切生ぜず、理想的な納税手法になることが期待されていた。

しかし、先日、財務省理財局と国税庁は、取引相場のない株式の物納要件を明確化する通達改正を行った。その通達では、物納許可の判断に当たり、物納後その株式の買受希望者がいる場合にはその者が随意契約適格を有していることが明確にされた。そして、その随意契約適格



者とは、①発行済株式の10%以上を所有している主要株主、役員又は従業員、②国に物納した者（物納した株式数が上限）、③発行法人の主要な業務について現に継続的取引関係にある者——の3つに限定されている。これはすなわち、発行法人は買受希望者にはなれないことを明示している。したがって、発行法人が国から直接物納株式を買い受けることは不可能であると思われる。

### 4 生前対策の重要性

そこで、生前対策として物納に備えて準備しておくことが必要である。この対策では、買受希望者として他の関連法人を予定しておき、資金の準備をしておくことが必要である。例えば、株式取得資金として、被相続人を被保険者とした生命保険に加入するなどの資金の手当てを行う。その上で、その関連法人が随意契約適格を満たすべく、発行済株式の10%以上の株式を取得しておくか、発行法人の主要な業務について継続的な取引関係を構築しておく。このようにして、物納及び収納後の買取りに備えるのである。

その場合の課税関係であるが、物納段階で個人株主には国への譲渡にかかる税金は一切発生せず、関連法人が国から買い受ける場合にも特段課税関係は生じない。

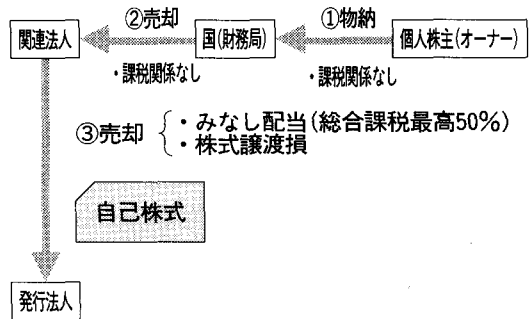
その後しばらくして、関連法人が発行法人に金庫株として売却し、投下資金の回収を図るのである。

その際、関連法人には、みなし配当課税と株



式譲渡損の計上がなされる。前者のみなし配当については一定の要件を満たせば、受取配当金の益金不算入により、課税されることはない。また、後者の株式譲渡損は損金算入が可能である。関連法人にとっては節税に結びつく優れた手法であると考えられる。

ただ、このような課税関係になることを承知で国が物納を受け付けるかどうかは不透明である。今後の実務の成熟に注目しておく必要がある。



(注4) 本節については拙稿「金庫株の活用と最新税務・会計」133頁～135頁(税務弘報 Vol.50 / No.4) 参照

\* \* \*